

制度・対象要件について

Q1 毎年度申請する必要がありますか

A1 令和5年度までに無償化となっている児童生徒と変更がない場合は、改めて申請の手続きは不要です。※令和6年1月～3月の全額無償化については、決定通知は送付していません。

Q2 どんな場合に申請が必要ですか

A2 新規申請は以下のとおりです。

1. 過去に無償化の適用を受けるための申請をしていない(松戸市学校給食費減免可否決定通知書を受け取っていない)場合
2. 過去に無償化適用の取消しとなったが、要件が整い改めて申請する場合

変更申請(すでに無償化の申請がお済みの方)は以下のとおりです。

1. 扶養している子の状況に変更があった場合(新1年生が入学した、扶養している人数に変更があったなど)
2. 無償化の適用に加えて弁当等持参者支援を新たに申請する場合

Q3 扶養していることを、どのように判断しますか

A3 健康保険証の被扶養者となっているかどうかで判断します。国民健康保険の場合は、保険証の世帯主名が保護者の氏名になっているかどうかで判断します。

Q4 学校給食費支援事業の申請にあたり、扶養している子の年齢に制限がありますか

A4 健康保険証の被扶養者となっているかどうかで判断しますので、扶養している子に年齢制限はありません。

Q5 扶養者が単身赴任等で市外に住民票を移しています。この場合は、学校給食費支援事業の対象になりますか

A5 住所が同一であることは要件としていません。扶養者が市外に住んだとしても、要件を満たしていることが確認できれば対象となります。

Q6 扶養している子(被扶養者)が市外で一人暮らしをしています。この場合は、学校給食費支援事業の対象になりますか

A6 住所が同一であることは要件としていません。被扶養者が市外で暮らしていたとしても、要件を満たしていることが確認できれば対象となります。申請の際は、市外で暮らしている被扶養者の健康保険証の写しを添付してください。

Q 7 扶養している子のうち、年齢が上の子から数えて2番目以降の子(第2子以降の子)が、松戸市立でない学校(私立や他市の公立学校)に通っています。この場合は、学校給食費支援事業の対象になりますか

A 7 第2子以降の子が松戸市立の小学校・中学校に在籍していることが条件のため、対象となりません。

Q 8 第1子が対象にならないのはなぜですか

A 8 今回の無償化事業は、経済的負担感がより多くなる多子世帯の負担軽減を目的としているため、対象となりません。子育て世帯の負担軽減策などについて、松戸市として何ができるか、今後検討していきたいと考えています。

弁当等支援について

Q 9 アレルギーで給食を食べない人に対して補助はありますか

A 9 弁当等を持参する児童生徒へ第2子は半額、第3子以降は全額の給食費相当分を給付します。補助金給付となるため、1回でも弁当等を持参する見込みがある場合は申請が必要です。

「松戸市オンライン申請システム」の申請フォームで申請してください。

※オンライン申請が初めての方は、利用登録が必要です。

Q 10 「ふれあい学級」や「ほっとステーション」に通っている場合、弁当等支援の対象となりますか

A 10 松戸市立小中学校に在籍し、市が設置している「ふれあい学級」や「ほっとステーション」に通っている場合は、弁当等支援の対象となります。

Q 11 長期欠席者は給食費相当額の補助はありますか

A 11 食べた給食費を負担している保護者を対象としているため、長期欠食者への支給はありません。

Q 12 私立学校や県立学校・フリースクールに通っている子は弁当等支援の対象となりますか

A 12 市が設置している施設に通っている児童生徒を対象としているため、私立学校や県立学校・フリースクールに通っている場合は対象となりません。

Q13 すでに生活保護・就学援助の認定中、もしくは申請中ですが、弁当等持参者支援の対象となりますか

A13 生活保護・就学援助で、弁当等の支援を受けていない場合は対象となります。
※中学生の弁当持参(給食を食べない場合)は、すでに実施している制度(昼食援助費支給)で支援しています。

Q14 弁当等持参者支援の補助金の給付内容について教えてください

A14 給食実施時に給食の代わりに弁当等を持参した場合、給食費の1食単価を掛け合わせて積算し、第2子は半額、第3子以降は全額の給食費相当分を給付します。(欠席や給食提供時にいなかった日は除きます)。

例) 第2子に該当する小学3年生の児童

給食単価 200円/食 牛乳単価 65.38円/回(税込)

弁当持参回数が5回、牛乳を飲まない回数が10回だった場合

$(200円 \times 5回) + (65.38円 \times 10回)$

$= 1,653.8円 \approx 1,653円$

⇒半額の827円を給付 ※給付金額は月ごとに計算します。

申請について

Q15 申請する際の同意はなぜ必要ですか

A15 就学援助の該当有無や、他市から転入してきた場合の給食費に関する支援の該当有無、扶養している事実を確認するためです。

また、被扶養者の扶養状況に疑義が生じた場合、課税状況などで就労有無を確認するためです。

Q16 健康保険証に表示の扶養者氏名が父親となっている場合、申請書に記入する申請者(保護者)情報などは父親の名前で記入しないといけませんか

A16 健康保険証を添付したうえで母親の名前で申請しても問題ありません。

Q17 市立小中学校に在籍している児童生徒が複数人いる世帯のうち、一人だけ滞納となっている児童生徒がいた場合、未納がない児童生徒だけ学校給食費支援事業の対象となりますか

A17 給食費を負担している保護者に対して無償化決定の可否を行いますので、滞納している児童生徒が一人でもいる保護者は学校給食費支援事業の対象となりません。

Q18 電子申請の手続き方法を教えてください

A18 学校給食費支援事業の案内文書裏面の上に電子申請を行う場合のQRコードを載せておりますので、そちらからアクセスして手続きしてください。QRコードを読み込むと学校給食費支援事業の手続きに直接進みます。

※「松戸市オンライン申請システム」を初めて利用する場合は新規登録が必要です。

新規登録の手順:メールアドレスの登録⇒認証コード(6ケタ)が登録メールアドレスに届くので、

認証コードを入力⇒パスワードや利用者(保護者)情報の入力⇒本登録の完了
本登録後、利用者ID(メールアドレス)とパスワードを入力することでログイン
できます。

Q19 令和5年度の申請書を使って提出してもいいですか

A19 令和5年度に配付した申請書と書式が異なっているので、ホームページでダウンロードして利用してください。また、電子申請が可能ですので、そちらから手続きすると便利です。

申請時期について

Q20 給食費に滞納がある場合、無償化の対象とならないが、滞納分を支払えば無償化の対象となりますか

A20 学校給食費を期限内に納付している保護者との公平性、公正性の観点から、給食費に滞納がある保護者は無償化の対象となりません。しかし、滞納分を完納していただければ対象となります。ただし、完納していただいても年度内に申請していただかないと、その年度については対象となりませんのでご注意ください。滞納分を完納後、速やかに申請してください。